

株式会社和泉観光自動車

運輸安全マネジメントに対する取り組み

弊社は、運輸安全マネジメントを構築することにより、輸送の安全を確保するために、会社で取り組んでまいります。

1 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の確保に主導的な役割を果たして参ります。安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現業部門の状況を十分に踏まえつつ、従業員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 社長は、輸送の安全に関する法令及び社内規定の遵守並びに安全第一の意識の浸透を図るとともに、方針の策定や重点施設等を定めて、そのための安全管理体制及び方法が十分に機能しているかを常に認識し、問題点を的確に把握し、必要な改善を行う等不断の見直しを行うことにより、輸送の安全の向上に努めます。
- (3) 社長は、安全マネジメントを適切に実施するため、その体制の構築について必要な要員及び予算等の確保等、必要な措置を講じる。

2 輸送の安全に関する目標

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、次の通り目標を設定いたします。

令和4年度目標

- (1) 重大事故をゼロにする。
- (2) 人身有責事故をゼロにする。
- (3) 物損単独有責事故を2件以内にする。
- (4) 厳正な点呼とアルコール検知器による飲酒・酒気帯びの撲滅。
- (5) 健康起因のよる事故をゼロにする。

令和3年度目標に対しての結果です。

- (1) 重大事故をゼロにする。→0件（100%達成）
- (2) 人身有責事故をゼロにする。→0件（100%達成）
- (3) 物損単独有責事故を2件以内にする。→1件（75%達成）
- (4) 厳正な点呼とアルコール検知器による飲酒・酒気帯びの撲滅。→0件（100%達成）
- (5) 健康起因による事故。→0件（100%達成）

3 輸送の安全に関する重要施策

- (1) 関係法令及び安全管理規定に定めた事項の遵守。
- (2) 輸送の安全に関する積極的かつ効率的な費用支出及び投資。
- (3) 原則年1回の内部監査に基づく是正措置又は予防措置。
- (4) 社内における情報の伝達及び連絡体制の確立。
- (5) 教育及び研修に関する具体的な計画の策定、実施。

4 自動車事故報告規則第2条規定に関する報告。

令和3年4月1日～令和4年3月31日までの期間における国土交通省自動車事故報告規則第2条規定（重大事故）に関する事故件数は下記の通りです。

事故件数 0件（100%達成）

5 輸送の安全に関する予算。

- (1) 健康診断 84,000円（7名）
 - (2) 適性診断 50,000円
 - (3) 無事故表彰費用 50,000円
 - (4) アルコール検知器保守管理費 90,000円
 - (5) 脳ドック 66,000円
 - (6) 冬山研修費 50,000円
 - (7) AVS装着費用 250,000円
 - (8) 健康起因に関する支出 200,000円
 - (9) ドライブレコーダー全車装着
 - (10) デジタルタコグラフ全車装着
- 合計 840,000円